

議案第 42 号

太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

太宰府市子育て支援センター条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年 8月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市子育て支援センター条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「事業」の次に「（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法等改正法」という。）による改正後の母子保健法第22条第1項に規定するこども家庭センターが行う事業を含む。）」を加え、同条第2号中「基づく業務」の次に「（児童福祉法等改正法による改正後の児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センターが行う業務を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。